利益の処分に関する書類（案）

〔単位：円〕

Ⅰ　当期未処分利益			595,736,403
当期総利益		595,736,403	
Ⅱ　利益処分額			
積立金		141,394,121	
目的積立金（繰越承認額）、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
教育研究診療及び組織運営等積立金	454,342,282	454,342,282	595,736,403

国立大学法人等業務実施コスト計算書

（平成28年４月１日～平成29年３月31日）

〔単位：千円〕

Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
業務費	31,590,794		
一般管理費	1,029,510		
財務費用	224,030		
臨時損失	114,963	32,959,298	
⑵　（控除）　自己収入等			
授業料収益	△　2,603,270		
入学金収益	△　365,816		
検定料収益	△　77,912		
附属病院収益	△ 18,081,307		
受託研究収益	△　497,737		
共同研究収益	△　90,004		
受託事業等収益	△　137,228		
寄附金収益	△　643,576		
財務収益	△　600		
雑益	△　232,514		
資産見返運営費交付金等戻入（授業料分）	△　60,390		
資産見返寄附金戻入	△　135,434		
臨時利益	△　515	△ 22,926,310	
業務費用合計			10,032,987
Ⅱ　損益外減価償却相当額			866,316
Ⅲ　損益外減損損失相当額			—
Ⅳ　損益外利息費用相当額		△	28
Ⅴ　損益外除売却差額相当額			3,598
Ⅵ　引当外賞与増加見積額			17,378
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額		△	18,828
Ⅷ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	6,601		
政府出資等の機会費用	13,172		19,774
Ⅸ　（控除）国庫納付額		△	55,027
Ⅹ　国立大学法人等業務実施コスト			10,866,169

（重要な会計方針）

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議平成28年２月１日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会平成28年４月21日最終改訂））を適用して、財務諸表を作成している

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金については費用進行基準を、「機能強化経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部及び補正予算により措置された運営費交付金については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を、また、プロジェクト等業務の一部については業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、当法人における主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～51年
構築物	２～60年
機械装置	２～14年
工具器具備品	２～15年

なお、国から承継した固定資産については、見積耐用年数で、受託研究等収入により購入した償却資産については、当該受託研究期間を耐用年数としております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

なお、受託研究等収入により購入した償却資産については、当該受託研究期間を耐用年数としております。